

4-1 労働組合

- ✓ 労働条件を会社側と交渉するのに独りで行うのは心細いのですが、どうしたら良いですか？
- ✓ 労働協約とは何ですか？内容が労働契約と異なるのですが、どちらが有効ですか？
- ◎ 会社に労働組合があれば相談してみてください。会社に労働組合がない場合、一人でも加入できる外部の労働組合があるので、そちらに相談することもできます。
- ◎ 労使の団体交渉で決まった内容を文書にしたものです。個別の労働契約より優先されます。

労働三権(憲法第28条)

- 労働者が団結する権利(団結権)
- 労働者が使用者と交渉する権利(団体交渉権)
- 労働者が要求実現のために団体で行動する権利(争議権)

労働組合

- 雇用の確保や労働条件の維持改善には使用者との交渉が必要ですが、「雇われる」という弱い立場にある労働者個人では対等な交渉は困難です。そこで憲法は、使用者と対等な立場で交渉できるよう労働者の団結権等を定めています。これを受け「労働組合法」も制定されています。
- 企業に労働組合組織がない場合、企業の枠を超えて一人でも加入できる労働組合(合同労働組合、略称:合同労組)があり、一般労組、ユニオンとも呼ばれています。雇用形態に関係なく、中小企業の従業員、パート、派遣社員などの方が個人加入できる組織です。

団体交渉と争議行為

- 労働条件の維持改善のため、労働組合が使用者と交渉することを団体交渉といいます。使用者が正当な理由なく交渉を拒むことは不当労働行為(※)にあたります。また、団体交渉の結果、労働者側が主張を通すために行う行為を争議行為といい、正当な争議行為には、刑事上、民事上の保護が与えられています。

(※)労働組合員であることを理由に不当な扱いをすること、労働組合に加入しないことを採用条件とすること、労働組合活動に介入したり経費援助を行うことなども該当します。不当労働行為については、都道府県の労働委員会に救済を申し立てることができます。

労働協約

- 労働組合と使用者等との間で、労働条件等を書面に作成したものです。労働協約の内容と個別の労働契約や就業規則(5ページ参照)の内容に差異がある場合は、労働協約の内容が優先します。

労働組合に関する関係機関・相談先

- ☞ 神奈川県労働委員会事務局 (47ページ) ※不当労働行為関係
- ☞ 「働く人の相談室」ほか労働相談窓口(46ページ)